

神勞発基 1027 第 2 号
令和 5 年 10 月 27 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会長 殿

神奈川県労働局長



11 月の「過労死等防止啓発月間」に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 11 月 2 日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

つきましては、別添を参考に、貴団体のホームページへの記事の掲載やメールマガジンの配信等につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

別添につきましては、ホームページへのリンクを貼り付けた電子データをお送りさせていただきますので、メールでご連絡いただけましたら幸いです。

同封いたしましたリーフレット等につきましては、部数に余裕がございますので、ご連絡いただけましたら送付させていただきます。

なお、ホームページに掲載等いただいた場合には、ご一報いただけると幸甚に存じます。

メールアドレス kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

神奈川県労働局 労働基準部監督課

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57

電話 045-211-7351

(担当：本間)

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月2日（木）に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【取組概要】（詳細は下記のホームページを参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 11月2日（木）13:30～17:00
https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/houdou/newpage_00001.html
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は下記の特設ページを参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

- 過重労働相談受付集中期間 11月1日（水）から11月7日（火）まで
 - ・ 神奈川労働局・最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）
 - ・ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

はい！ ろうどう
0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

- 過重労働解消相談ダイヤル 11月3日（金・祝）9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

労働基準監督官が、相談に対する助言を行います。

- 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～11月を中心に全国でオンラインまたは会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します。

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>